

# 障害を理由とする差別の 解消の推進について

2024年5月23日（木）  
愛知県福祉局福祉部障害福祉課

# 研修の概要

- 障害者差別解消法について
- 愛知県障害者差別解消推進条例について
- 行政機関における不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供について

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

〈平成25年法律第65号〉

⇒障害者の権利に関する条約（平成18年12月に国連で採択）の批准に向け、必要な国内法の整備が進められる中、障害者基本法の基本原則である「差別の禁止」を具体化したもの

公布 平成25年6月

施行 平成28年4月1日

## ◆ 制定の目的

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進すること

# ○ 法及び条例の対象範囲

## ◆ 障害者

心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

⇒ 障害者手帳の所持者に限られない

## ◆ 事業者

商業その他の事業を行う者。営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者。

⇒ **無報酬の事業を行う者、社会福祉法人、NPO法人も対象**

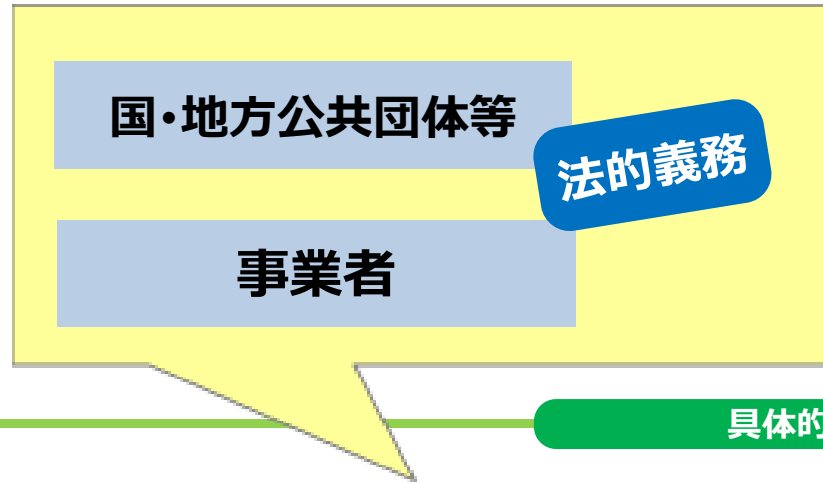
## ◆ 対象分野

日常生活及び社会生活全般が対象

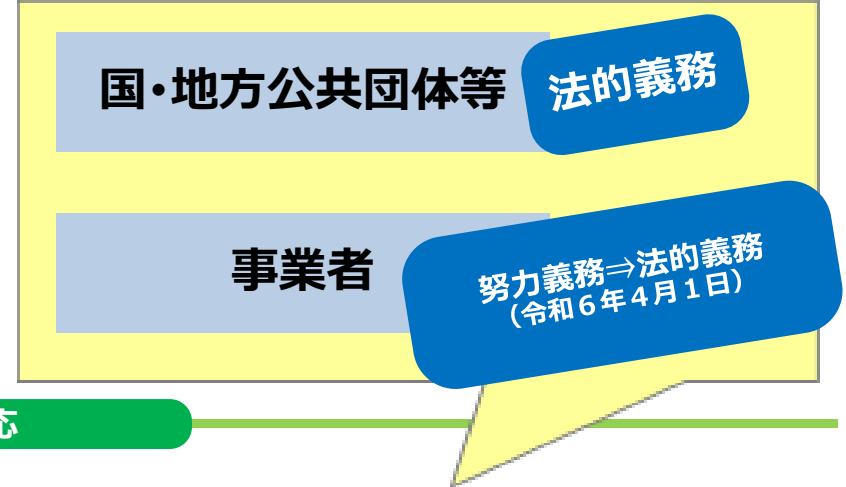
**(雇用分野は障害者雇用促進法の定めるところによる)**

# 差別を解消するための措置

## 不当な差別的取扱いの禁止



## 合理的配慮の提供



具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定
  - (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における職員の取組に関する 対応要領を策定・遵守 (地方の策定は努力義務)
- 事業者 ⇒ 主務大臣が策定した 事業分野別の対応指針 (ガイドライン) に即した適切な対応に努める

# 不当な差別的取扱いとは・・・

- 障害のある方に対して、正当な理由(※)なく、障害を理由として、  
財・サービスや各種機会の
    - ・ 提供を拒否する
    - ・ 提供に当たって場所・時間帯などを制限する
    - ・ 障害者でない者に対しては付さない条件を付ける
- ⇒ こうしたことによって障害者の権利利益を侵害することを禁止

- ★ 障害のある方の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない

⇒ 障害のある方を障害のない方と比べて優遇する取扱いなどは不当な差別的取扱いにはあたらない

- ★ 不当な差別的取扱いの例

- 「障害がある」という理由だけでアパートを貸してもらえない
- 車いすだからといってお店に入れない

# 不当な差別的取扱いの禁止

事務・事業を行うに当たり、正当な理由なく、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

正当な理由がある場合は、不当な差別的取扱いには当たらない

ただし



- ※ 正当な理由があると安易に判断してはいけない  
⇒具体的な検討を行う必要がある
- ※ 正当な理由に当たると判断した場合は・・・  
⇒相手方に理由を説明し、理解を得るように努める

# 合理的配慮とは・・・

行政機関等や事業者が、事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、**障害のある方から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に行われる必要かつ合理的な取組**であり、実施に伴う負担が過重でない(※)もの

## ※ 過重な負担の基本的な考え方

個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**

- 事務・事業への影響の程度
- 費用・負担の程度
- 財政・財務状況
- 実現可能性の程度
- 事務・事業規模

## ★ 合理的配慮の提供の例

- 段差に携帯スロープを渡す
- 筆談、読み上げ、手話などで意思疎通を図る
- 休息時間を調整する

※合理的配慮の具体的事例については、内閣府ホームページの「合理的配慮サーチ」で紹介されています。



# 合理的配慮の提供

障害のある方から配慮を必要としている意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、  
行政機関・事業者＝必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならない。

**過重な負担がある場合は、合理的配慮の不提供には当たらない**



- ※ 過重な負担にあたりと安易に判断してはいけない  
⇒具体的な検討を行う必要がある
- ※ 過重な負担があると判断した場合は・・・  
⇒相手方に理由を説明し、理解を得るように努める

# 環境の整備と合理的配慮との関係

## 法第5条 環境の整備

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 内閣府作成Q&A

○「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備」は、建築物等のハード面のバリアフリー化等、不特定の障害のある人を対象に行われる「**事前****的改善措置**」について規定したものである。

こうした措置は、「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ**合理的な配慮**」とは**区別される**ものであるが、その実施に向けた環境の整備として位置付けられるものであり、差別の解消に向けた取組として**計画的に推進されることが望ましい**ことから、行政機関や民間事業者等において、その実施に努めることとされている。

※ おおよその考え方としては、一定の設備や組織・人員等の環境のもとで、個別の求めやあらかじめの申出に応じて対応するものが合理的配慮の提供であり、不特定多数向けに、設備や組織・人員等の確保など対応体制面の事前の改善措置を行うものが環境の整備です。

# 愛知県障害者差別解消推進条例

＜愛知県条例第56号＞

施行日： 公布の日（平成27年12月22日）

ただし職員対応要領の規定、事業者における障害を理由とする差別の禁止、助言あつせん又は指導等の規定は平成28年4月1日

## ◆ 制定の目的

障害者差別解消法の趣旨を広く県民に周知し、県民各層の差別の解消推進への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図る

## ◆ 主な内容

基本理念

県、県民、事業者の責務

差別の禁止

県の主な取組（相談及び紛争の防止等のための体制の整備 等）

## 2 県、県民、事業者の責務

### 県

- 基本理念にのっとり、必要な施策を策定し、実施する。
- 国及び市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組む。

### 県民

- 基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努める。
- 県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努める。

### 事業者

- 基本理念にのっとり、必要な措置を講ずるよう努める。
- 県が実施する施策に協力するよう努める。
- 主務大臣が定める対応指針に即した適切な対応に努める。

# 県の主な取組

① 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

② 障害者差別解消支援地域協議会の設置

地域の関係機関等による協議会を組織し、必要な情報の交換、相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議を実施

③ 啓発活動

障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、啓発活動を実施

④ 助言、あっせん※又は指導等 ※法ではあっせんの規定なし

不当な差別的取扱いを受け、又は合理的配慮がなされなかった障害のある人等からの求めにより、知事が事業者等への助言、あっせん、指導等を行います。知事が必要に応じて意見聴取を行うための障害者差別解消調整委員会を設置

⑤ 職員対応要領の制定

県が事務事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の禁止に関して職員が遵守すべき要領の策定を地方公営企業も含めて義務付け、その遵守を規定

# 愛知県障害者差別解消推進条例に基づく相談窓口

## ◆ 県の相談窓口

既存の相談窓口すべてで対応

※市町村においても障害者差別に関する相談に対応する相談窓口を設置

## ◆ 市町村を支援する広域相談窓口

県障害福祉課

各県福祉相談センター

県精神保健福祉センター

# 官公庁における合理的配慮の提供例

- 視覚障害のある方に対して

フォーラム当日のパンフレット配付では、何が書いてあるのか読めない  
ので、フォーラムの内容が分かりにくくなってしまおう。

事前に連絡があり、またパソコンの読み上げ機能を使えるというこ  
とだったので、パンフレットの電子データを提供した。

博物館施設の見学イベントがあるので参加したい。直接触れることの  
できる展示物があるとありがたい。

展示物に触れることは禁止されているが、差し支えないと思われる  
ものについては触れてもよいこととした。

## 官公庁における合理的配慮の提供例

### • 聴覚障害のある方に対して

大きな会場で開催されるフォーラムでは、手話通訳者がいても見えにくい場合がある。

会場全体から手話通訳者の手話が見えやすいように、高さ 60cm ほどの台を用意し、手話通訳者を見やすい前の席を希望者向けに確保した。また、拡大スクリーンも設置し、後の席からも見やすいようにした。

会議の傍聴時にパソコンによるノートテイクを行いたいが、パソコンの持込みが禁止されている。

一律にパソコンの持込みを禁止するのではなく、個別に判断して必要と認められる場合には持ち込めるようにした。



### • 肢体不自由の方に対して

申請書類の受付窓口が庁舎の2階にあるのだが、エレベーターがないため上がることができない。

使用していない会議室など1階の適宜の場所まで担当職員が移動し、臨時に受付を実施することで対応した。

子供の運動会を見学したい。車イスを使用しているのだが、車イスのまま見学できる場所はあるだろうか。

保護者が見学する場所は先着順の自由スペースであり、車イスでは移動しにくい位置もあることから、車イスのまま見学しやすいスペースを別途設け、そちらへ案内した。

## 官公庁における合理的配慮の提供例

### • 知的障害のある方に対して

役所が公表した調査報告書を読みたいのだが、平仮名しか読むことができないので、振り仮名を付けてほしい。

ページ数の多い調査報告書であり、全ての文章に振り仮名を付すことは作業量が膨大となるので、要点を抜粋した概要ペーパーを作成して振り仮名を付すこととした。

選挙の投票を行う際に、次々と他の投票者が来ると、急がされたような気持ちになってパニックを起こしてしまう。

他の投票者を止めることはできないが、他の投票者が少ないと予想される時間帯を前もってお知らせした。また、実際に来場したときには、他の投票者に間隔を空けてほしい旨をお願いした。

## 官公庁における合理的配慮の提供例

### • 精神障害のある方に対して

申請書類の記入に長い時間を要するので、役所へ行ってからその場で記入するのは気が引けてしまう。

外部に持ち出しても問題の生じない内容であったことから、事前に申請書類を送付しておき、役所に来るときに記入済みのものを持参していただくことにした。

大勢の人がいるところでは、どうしても周囲が気になってしまい落ち着かず、待合室での順番待ちが難しい。

別室の確保が困難であったため、待合室の中で、比較的周りからの視界が遮られるようなスペースに椅子を移動させ、順番待ちできるよう配慮した。

## 官公庁における合理的配慮の提供例

- **発達障害のある方に対して**

長時間並んで待つのが苦手であったことから、避難所で配給の列に並べず、お弁当をもらうことができなかった。

障害者・乳幼児・高齢者など、長時間並ぶことが困難な人を対象に、別途配給するようにした。

- **内部障害や難病の方に対して**

定期的に通院する必要があるため休暇取得日数が多くなり、同僚に対して気が引けてしまう。

本人の希望を踏まえて、内部障害があることや必要な配慮について職場で説明を行うなど、本人が休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりを行った。

ご静聴ありがとうございました